

## 監理技術者、主任技術者及び現場代理人の配置要件の見直しについて

監理技術者、主任技術者及び現場代理人の配置要件については、平成 26 年 4 月 1 日付「主任技術者、監理技術者及び現場代理人について」及び「現場代理人の常駐義務の緩和措置の拡大について」により取り扱っているところですが、この度、技術者配置要件及び現場代理人兼任要件を見直します。

### 1 監理技術者又は主任技術者の配置要件の見直し

#### (1) 監理技術者の配置要件

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が 4,000 万円（建築一式工事の場合は 6,000 万円）以上となる場合は、主任技術者に代えて監理技術者を配置します。

変更前		変更後	
下請金額合計	配置技術者	下請金額合計	配置技術者
3,000 万円以上 〔建築一式工事〕 4,500 万円以上	監理技術者	4,000 万円以上 〔建築一式工事〕 6,000 万円以上	監理技術者
特定建設業者（特定建設業の許可が必要）			

#### (2) 監理技術者又は主任技術者の専任配置要件

建設業法により専任配置が求められている監理技術者又は主任技術者の金額要件を引き上げます。

変更前			変更後		
予定価格（税込）	配置技術者	配置	予定価格（税込）	配置技術者	配置
5,000 万円以上	監理技術者	専任	7,000 万円以上	監理技術者	専任
5,000 万円未満 2,500 万円以上	監理技術者 又は 主任技術者	専任	7,000 万円未満 3,500 万円以上	監理技術者 又は 主任技術者	専任
2,500 万円未満	主任技術者	兼任可	3,500 万円未満	主任技術者	兼任可
※建築一式工事については以下のとおり					
5,000 万円以上	監理技術者	専任	7,000 万円以上	監理技術者	専任
5,000 万円未満	主任技術者	兼任可	7,000 万円未満	主任技術者	兼任可

## 2 現場代理人を兼任することができる要件の見直し

横浜市建築保全公社工事請負契約約款第11条第2項の規定により、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うことが義務付けられている現場代理人が、他の工事現場の現場代理人と兼任することができる要件を、次のとおり見直します。

### (1) 全ての契約方式（一般競争入札、指名競争入札及び随意契約）共通

公社が発注した工事であり、かつ、監督員と常に携帯電話等で連絡がとれる体制が確保されている場合で、次のア又はイに該当するとき、現場代理人を同一人が兼任することができます。

ア それぞれの予定価格（税込）が3,500万円（建築の場合は、7,000万円）未満の2件の工事請負契約

イ 次のいずれかの要件を満たす3件の工事請負契約

(ア) 3件の工事請負契約に建築の工事請負契約を含まない場合

予定価格（税込）の合計が3,500万円未満であること

(イ) 3件の工事請負契約に建築の工事請負契約を含む場合

予定価格（税込）の合計が7,000万円未満であること

ただし、3件の中に、建築以外の工事請負契約を含む場合には、建築以外の工事請負契約の予定価格（税込）の合計が3,500万円未満であること

※1 ア又はイいずれにおいても、工事現場への出勤体制について制限を設けている、緊急性がある等の理由から、特に兼任を認めないとする工事請負契約は除きます。なお、現場代理人の兼任が認められない工事の場合は、施工条件として予め現場説明書に明記します。

※2 ア又はイにより複数の工事請負契約の現場代理人を同一人が兼任した場合でも、いずれかの工事現場に常駐しなければなりません。

※3 適用開始日より前に公告した工事請負契約と現場代理人を兼任させる場合は、全ての工事において従前の基準を適用します。

※4 継続工事、追加工事、工事場所が同一の合併入札の工事請負契約は1件とみなし、工事請負契約の予定価格（税込）の合計により判断します。

### (2) 継続工事及び追加工事等

既に締結している工事請負契約（以下「既契約」という。）の請負人と新たに継続工事又は追加工事等を随意契約により締結する工事請負契約において、既契約の現場代理人と同一人が、当該工事請負契約の現場代理人を兼任することができます。

### (3) 現場代理人の兼任に関する手続き

現場代理人を兼任する場合は、契約締結後、「現場代理人等選定通知書」に、兼任する他の工事請負契約の工事名を必ず記載してください。

なお、兼任する工事名を記載しない、実際とは異なる工事名を記載する等の虚偽が判明した場合には、監督員指示書により是正を図るとともに、工事成績評定に反映させることがありますので、ご注意ください。また、是正指示を行ったにもかかわらず、代わりの現場代理人の配置ができない等の理由から速やかに是正されなかった場合は、工事請負契約の解除、工事成績評定への更なる反映等の必要な措置を行うことがありますので、ご注意ください。

### 3 適用開始

令和3年1月4日以降に行われた契約の申込みの誘引（公告、指名通知又は見積通知）（以下「公告」という。）に係る工事請負契約について適用します。

なお、令和3年1月3日までの間に公告された工事請負契約については、平成26年4月1日付「主任技術者、監理技術者及び現場代理人について」及び「現場代理人の常駐義務の緩和措置の拡大について」を適用します。

（担当）

公益財団法人横浜市建築保全公社

総務課 契約係

電話：641-3124